

「小山市暴力団排除条例」が制定されました。



小山市暴力団排除条例の骨子

1 目的等

目的 暴力団排除に関する施策を総合的に推進し、市民生活の安全と平穏の確保、市の社会経済活動の健全な発展に寄与

基本理念 暴力団が社会に不当な影響を与えるものであることを全ての市民等が認識し、暴力団排除を推進

2 市、市民等、契約締結事業者の責務

市の責務 国、県、他市町等、市民等と相互に連携及び情報の提供を行い、暴力団排除に関する施策を総合的に推進

市民・事業者の責務 暴力団排除への自発的な取組、暴力団との関係遮断、情報の提供等、市の暴力団排除施策への協力

契約締結事業者
○暴力団員等又は密接関係者であることを知りながら、契約履行に関する業務を行わせないこと
○暴力団員等から不当要求行為等を受けた際の市、警察その他関係機関への通報

3 暴力団の排除に関する市の措置

不当要求行為等に対する措置 市職員及び指定管理者が暴力団員等による不当要求行為等に対し、適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置

市の事務事業における 市が実施する公共工事の発注、契約その他の市の事務又は事業の執行に当たり、暴力団活動を助長等する場合における入札の制限その他の必要な措置

公共施設における措置 暴力団活動を助長等する場合における利用の不許可、取消し、停止の措置

市民等に対する支援等 ○暴力団排除活動を自主的に取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施

青少年に対する教育のための措置 中学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための必要な教育が行われるようにする市の適切な

保護者その他青少年の育成に携わる者の措置 青少年に対し、暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための保護者その他青少年の育成に携わる者の必要な指導、助言その他の適切な措置

青少年の育成に携わる 青少年の育成に携わる者に対して暴力団排除に係る措置を講ずるための情報の提供その他の

4 利益の供与等、威力利用の禁止

暴力団員等に対する利益供与の禁止 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団、暴力団員等又はその指定する者に対する
○金品その他の財産上の利益又は役務の供与の禁止
○不動産の譲渡又は貸付けその他の契約の禁止

暴力団の威力を利用することの禁止
○債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用することの禁止
○自己が暴力団と関係あることを認識させて、相手方を威圧すること等の禁止

小山市暴力団排除条例の図解

～ 社会全体で暴力団を排除するために～



暴力団の排除に関する市の措置

市が実施する公共工事の発注、契約その他の市の事務又は事業の執行に当たり、暴力団活動を助長等する場合における入札の制限その他の必要な措置



暴力団活動を助長等する場合における公共施設の利用の不許可、取消し、停止の措置



○暴力団排除活動を自主的に取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施
○暴力団排除の重要性について理解を深めるための必要な広報その他の啓発活動の実施



市職員及び指定管理者が暴力団員等による不当要求行為等に対し、適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置



青少年に対する教育のための措置

中学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための必要な教育が行われるようにする市の適切な措置



青少年に対し、暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員の犯罪行為による被害を受けないようにするための保護者その他青少年の育成に携わる者の必要な指導、助言その他の適切な措置



青少年の育成に携わる者に対して暴力団排除に係る措置を講ずるための情報の提供その他の必要な支援の実施



契約締結事業者の責務

○暴力団員等又は密接関係者であることを知りながら、契約履行に関する業務を行わせないこと
○暴力団員等から不当要求行為等を受けた際の市、警察その他関係機関への通報



利益の供与等、威力利用の禁止

金品その他の財産上の利益又は役務の供与の禁止



不動産の譲渡又は貸付けその他の契約の禁止



債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用することの禁止



自己が暴力団と関係あることを認識させて、相手方を威圧すること等の禁止

